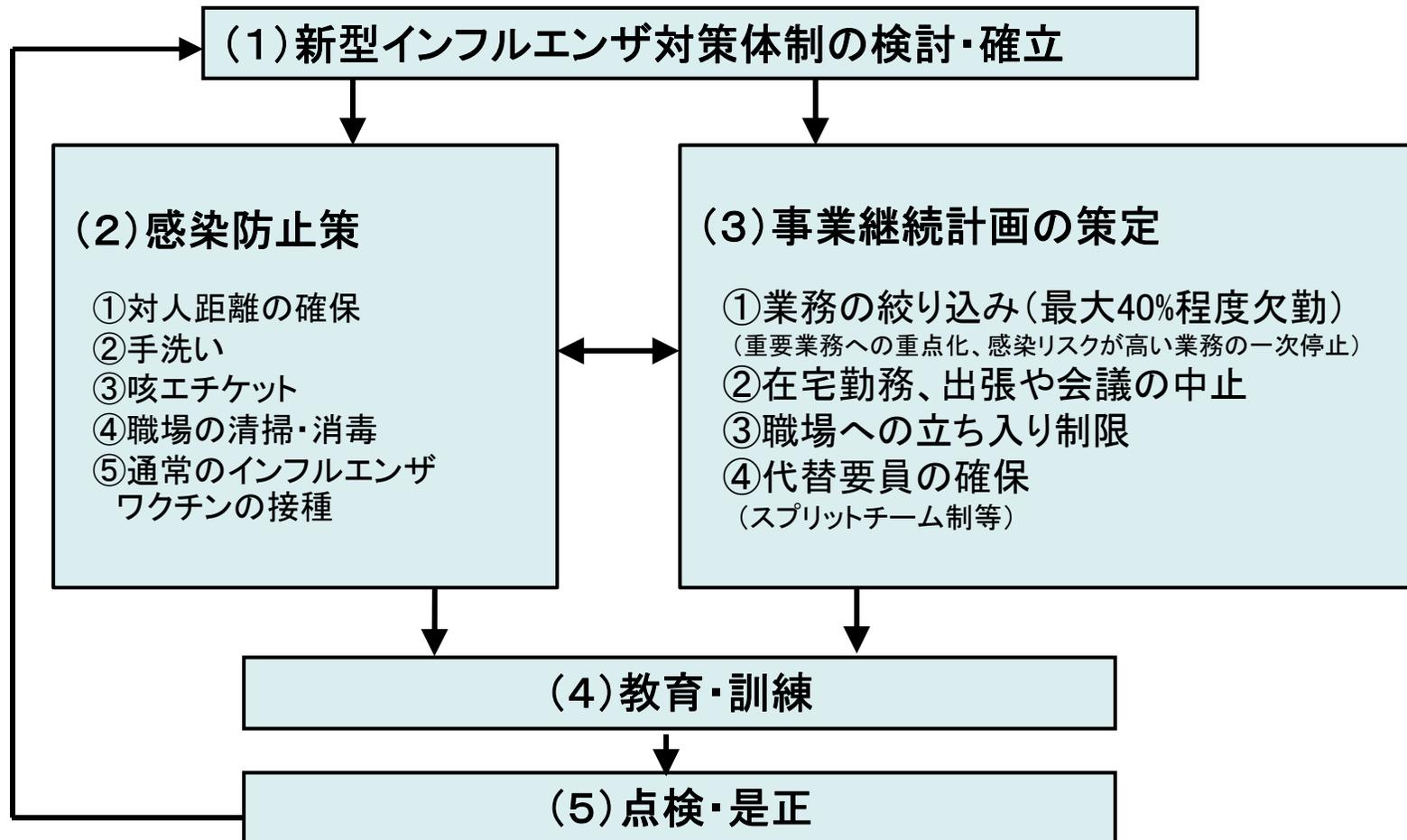


新型インフルエンザ等による被害の特徴を踏まえると、事業者が自主的に事業継続の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要であるといえる。

現行の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」は以下のような内容となっているが、この他に留意すべき観点はないか。

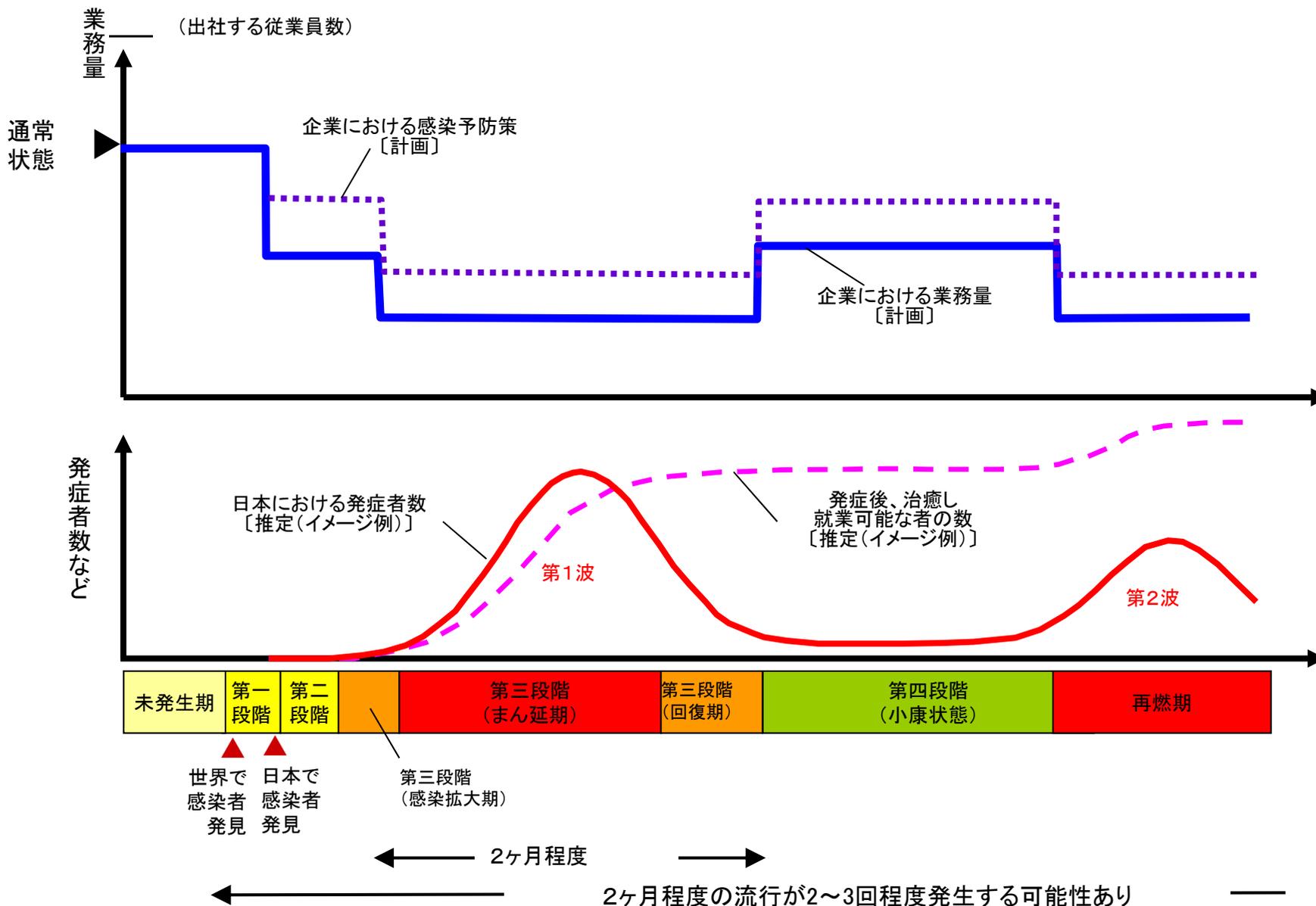


感染予防策を取り入れた事業継続計画の例

狙い	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・重点業務への重点化 ・感染リスクが高い業務の一時停止
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務、職場内等での宿直 *在宅勤務のための就業規則等の見直し、通信機器の整備を行う
	通勤	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車、徒歩・自転車等による出勤
	外出先等	<ul style="list-style-type: none"> ・出張や会議の中止
職場での感染拡大を防ぐ	患者（発熱者）の入場防止のための検温	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時の体温測定や問診、利用者の体温モニター
	一般的な対人距離を保つ	職場や食堂等の配置替え（距離を保つ）、食堂等の時差利用、出勤者を減らす（フレックスタイム制など）
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒、職場の換気
職場で流行した場合に備え、代替要員を確保	—	複数班による交替勤務制（スプリットチーム制）、経営トップも交替勤務とする

資料：「新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成21年2月17日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

業務継続計画で想定する業務レベル



資料: 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成21年2月17日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

社会機能維持者と一般事業者等との事業継続の観点の違い

◇社会機能維持者・その他の事業者への要請方針は以下のように整理されている。一般の事業者と社会機能維持者の差異は、自社の経営の存続のみでなく、社会的要請の強い事業を継続することを最優先とするか否か、という点である。(一般の事業者に対する社会的要請がゼロという訳ではない)

事業継続の観点	一般の事業者	社会機能の維持に関わる事業者	自粛が要請される事業者
①従業員や利用客等の感染リスクを削減するため、可能な限り事業を縮小する	○ (重要業務以外の縮小)	○ (重要業務以外の縮小)	◎ 最重要
②自社の経営維持・企業存続のための重要業務に絞り込み、業務継続	◎ 重視	○ 必要	○ 必要
③社会的要請のための重要業務に絞り込み業務継続	○ (継続を要請)	◎ 最重要	

■事業者・職場ガイドライン(2009年2月策定)

- 全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、可能な範囲で業務の縮小・休止を積極的に検討することが望まれる。(はじめに)
- 一般の事業者：従業員等の感染リスクを低減する必要があること、また感染拡大に伴う社会状況の変化に伴い事業が制約を受けることが想定されることから、当該事業者にとっての重要業務を特定し、**重要業務の継続に人的・物的資源を集中しつつ、その他の業務を積極的に縮小・休止**することが考えられる。なお、感染拡大防止の観点からは、**不要不急の業務は可能な限り縮小・休止**することが望ましい。
 - 社会機能の維持に関わる事業者：2か月間事業を停止することにより最低限の国民生活の維持が困難になるおそれのある事業者は、その社会的責任を果たす観点から社会的に求められる機能を維持するための事業継続が必要となる。
 - 自粛が要請される事業者(不特定多数の者が集まる場や機会を提供する事業者)：感染拡大防止の観点から国や地方自治体が事業活動の自粛を要請する。なお、国民に対して外出自粛を要請することになるため、事業者の自粛の有無に関わらず、**利用客等の大幅な減少**が予測される。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

- ・全国の事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。(関係省庁)
- ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)
- ・各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)

【事業者への支援】

- ・新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、政府関係金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう要請する。(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)

【物資供給の要請等】

- ・新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。(関係省庁)
- ・新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。(国土交通省、関係省庁)
- ・新型インフルエンザの流行に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、国民の相談窓口の設置等を行う。(消費者庁、関係省庁)

【社会的弱者への支援】

- ・市区町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)

【遺体の火葬・安置】

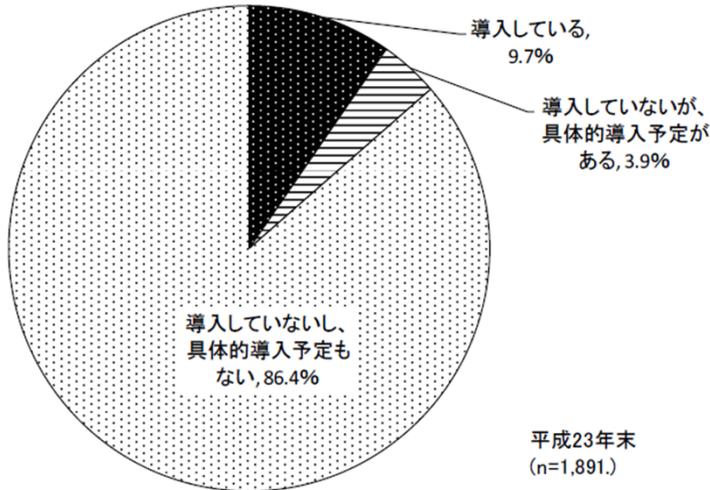
- ・都道府県に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省)
- ・都道府県を通じ、市区町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(厚生労働省)

【犯罪の予防・取締り】

- ・引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)

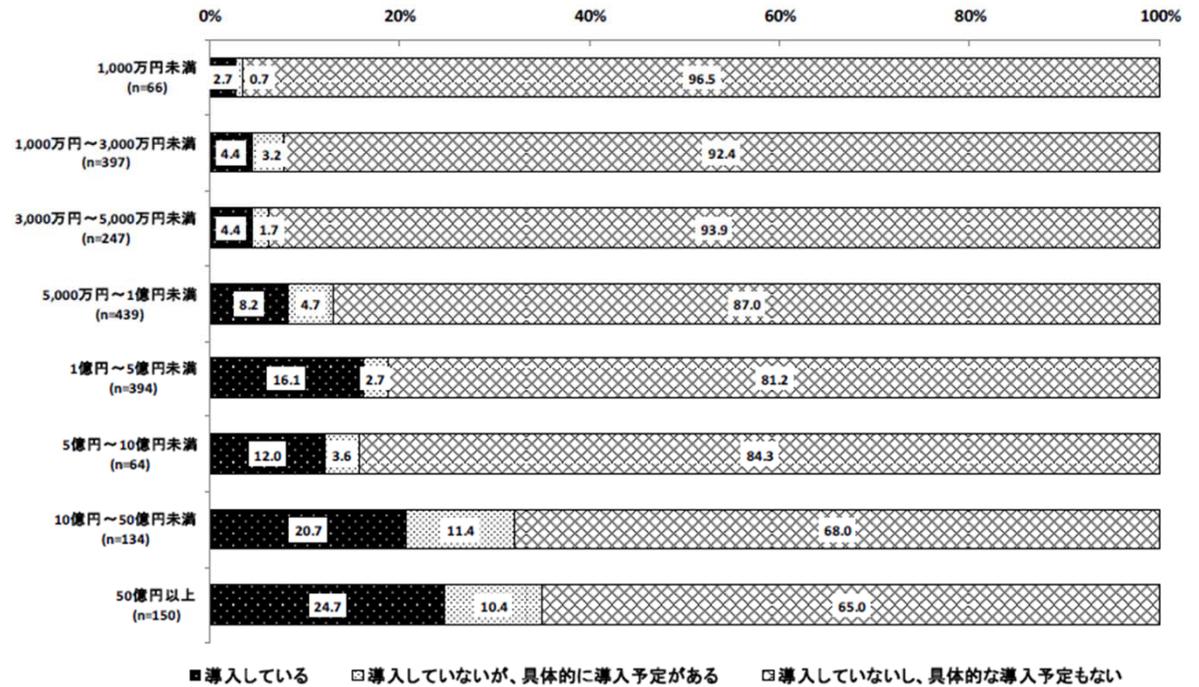
(参考)在宅勤務

テレワークの導入率(平成23年末)



【出典】平成23年通信利用動向調査

資本規模別テレワークの導入率(平成23年末)



<参考>「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン」(平成21年2月)における関連記載

第3章 事業継続計画策定の留意点

3. 新型コロナウイルスに備えた事業継続の検討

(4) 人員計画の立案

〔第二段階(国内発生早期)〕

- ・都市部の事業者においては、満員電車や満員バス等による通勤を避けるため時差出勤を採用したり、自家用車等での通勤を許可したり、在宅勤務を進める。その際、在宅勤務の就業規則等をあらかじめ策定することが考えられる。

〔第四段階(小康期)〕

- ・新型コロナウイルス発生時に有効な人員計画とするためには、通常時からの準備が重要である。例えば感染リスクを下げるため在宅勤務の採用、他の従業員が重要業務を代替するための教育、意思決定を行う者が感染した場合に備えた代行者の指名などをあらかじめ行う。

4. 教育・訓練

○ 新型コロナウイルス発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。

- ・在宅勤務の試行(通勤による感染リスクを下げるができる。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族に発症者が出たために出勤できない場合に有効である。)